

特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	介護ショップかりん
所在地	香川県東かがわ市町田 727 番地 1 ジョイテルユーⅡ棟 204 号
連絡先	電話：090-5861-0970 FAX：050-3510-9061
指定事業所番号	3770700668
サービスを提供できる地域	香川県（高松市、三木町、さぬき市、東かがわ市）

(2) 当事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1 名（常勤） 専門相談員と兼務
専門相談員	2 名以上（常勤） 専門相談員は指定(介護予防)福祉用具貸与の提供にあたる。

(3) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
提供時間	午前 9 時から午後 6 時

※上記以外の時間帯でも電話対応や、ご相談に合わせて対応可能です。

2 事業の目的

株式会社夏鈴クリエイトが開設する介護ショップかりん（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定福祉用具販売等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

3 運営の方針

- (1) 事業においては、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練及び生活機能の維持又は改善に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 サービスの内容

- (1) 「特定(介護予防)福祉用具販売」は、要介護・要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の助言、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事業者は、次の福祉用具を販売します。

腰掛便座 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 自動排泄処理装置の交換可能部品
排泄予測支援機器 固定用スロープ 歩行器(歩行者を除く) 歩行補助つえ(松葉杖を除く)

- (4) 特別な運搬にかかる費用

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費をいただきます。

また、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

- ・通常の事業地域を越えてから、1kmあたり100円とします。
- ・上記地区で有料道路を使用する場合は実費をいただきます。
- ・福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については実費いただきます。

5 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 眞田 康平

連絡先 電話 090-5861-0970 FAX 050-3510-9061

受付時間 月～金 午前9時から午後6時

- (2) 公的機関の相談窓口

香川県国民健康保険団体連合会 087-822-7431

高松市 介護保険課 087-839-2326 三木町 福祉介護課 087-891-3304

さぬき市 長寿介護課 0879-26-9904 東かがわ市 長寿保険課 0879-26-1360

6 第三者評価

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

7 事故発生時の対応方法について

事業者は、利用者に対する特定(介護予防)福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する特定(介護予防)福祉用具販売の提供により、事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

令和 年 月 日

特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、利用者又は代理人に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、また、商品の取り扱いについては、注意事項について十分説明を行いました。

事業所 介護ショップかりん

所在地 香川県東かがわ市林727番地1

ジョイナルコート棟 204号

説明者氏名



私は、本書面により、事業者から特定(介護予防)福祉用具販売についての重要事項並びに商品の取り扱いについて説明を受け、サービスの提供に同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名